

姫路市教育委員会会議録（令和4年8月）

○ 日 時 令和4年8月26日（金）午後2時から

○ 場 所 北別館3階 講義室

○ 開 会（午後2時）

日程第1 会議録署名委員の指名等

日程第2 会期の決定

日程第3 議事

議案第22号 令和3年度教育委員会関係予算の決算について

議案第23号 姫路市立野外活動センター条例の一部を改正する条例の制定に関する臨時代理の承認について

議案第24号 姫路市立幼稚園園則の一部を改正する規則の制定について

日程第4 報告

1 小規模特認校の児童募集について

2 体罰事案の発生状況について

3 令和4年度全国学力・学習状況調査の結果について

4 姫路市立野外活動センター条例施行規則の一部改正について

5 白浜支所・姫路市立図書館白浜分館大規模改修（建築）工事における教育委員会関連部分について

6 （仮称）大塩こども園の整備計画の見直しについて

7 市議会から提言のあった「白浜小学校相撲場の取扱い」に対する対応について

8 姫路市立あかつき中学校（夜間中学）の生徒募集について

日程第5 次回委員会開催日時等

日程第6 その他

○ 出席者（委員）西田教育長、森下委員、山下委員、角谷委員、中野委員

（事務局）峯野教育次長、平田教育総務部長、竹田教育企画室長、平山学校教育部長、砂山生涯学習部長、干谷城内図書館館長、中上総務課長、岩崎学校施設課長、宮崎教育企画室主幹、鈴木教育企画室主幹、沖端教職員課長、森学校指導課長、内海健教育課長、春名健康教育課主幹、畑本人権教育課長、西川教育研修課長、藤戸育成支援課長、柳田生涯学習課長、多田市史編集室長、増田城郭研究室室長、大谷埋蔵文化財センター館長、赤松幼保連携政策課長

（書記）島田総務課係長、多田総務課主任

○ 議事の内容

教育長

- ただいまから定例の教育委員会会議を開催いたします。
- 本日の出席者数は、定足数に達していますので、会議は成立いたしております。
- それでは、これより日程に入ります。
- 日程第1、本日の会議録署名委員の指名等を行います。
会議録署名委員は、姫路市教育委員会会議規則第13条第2項の規定により山下委員を指名します。
- 次に、事前にお配りしております前回の会議録について、御意見はございませんか。
- 特に御意見もないようですので了承したいと思います。

- 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。
本定例会の会期は、本日限りとしたいと思います。
これに御異議ございませんか。

(委員)

[異議なしの声あり]

教育長

- 異議なしと認めます。よって提案のとおりといたします。

教育長

- それでは、日程第3 議事及び日程第4 報告に入りたいと思いますが、
報告事項の7 市議会から提言のあった「白浜小学校相撲場の取扱い」に対する対応について
報告事項の8 姫路市立あかつき中学校（夜間中学）の生徒募集について
が追加になっております。

教育長

- 議事に先立ち、議案及び報告事項の公開又は非公開の決定について、お諮りしたいと思います。

教育長

- 議案第22号、第23号、報告事項の4及び報告事項の5は、会議規則第15条第3号に規定する教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関連する事件に該当し、報告事項の1、報告事項の2及び報告事項の6から8は、同条第6号に規定する公開が不適当な事件に該当するため、非公開にすることが適当であると考えます。
また、同議案及び報告事項の会議録につきましては、会議規則第13条第4項の規定に基づき、市議会での審議及び報告が終了した後に公表したいと考えますが、賛成の方は挙手願います。

(委員)

[挙 手]

- 教育長
- 全員賛成と認め、議案第 22 号、第 23 号、報告事項の 1、報告事項の 2 及び報告事項の 4 から 8 は、非公開と決定します。
- また、非公開とした案件の会議録については、市議会での審議及び報告が終了した後に公表することと決定します。
- なお、会議の進行上、公開案件から審議いたします。
- 教育長
- それでは、
- 議案第 24 号 姫路市立幼稚園園則の一部を改正する規則の制定について
- 事務局からこの件について説明してください。
- (事務局)
- (幼保連携政策課長 議案第 24 号について説明)
- まず、「1 改正の理由」でございますが、糸引幼稚園及び大津幼稚園において 3 歳児保育を実施するに当たり、所要の改正を行うものでございます。
- また、高岡、城陽、白浜、高浜、広畑第二の各幼稚園について、4 歳児、5 歳児とも現行の定員に対し、今後 2 年間の予測園児数と定員の差が 4 歳児、5 歳児ともに 35 人以上となることを見込まれることから、定員を減ずるものでございます。
- 次に「2 改正の内容」でございますが、まず、令和 5 年度から糸引幼稚園及び大津幼稚園において 3 歳児保育を開始することから、定員を追加するものでございます。定員は 20 人といたします。次に、高岡、城陽、白浜、高浜、広畑第二の各幼稚園につきまして、現行 4 歳児 70 人から 35 を減じ 35 人とするとともに、5 歳児 70 人から 35 を減じ 35 人とするものでございます。
- 次に「3 施行期日」でございますが、令和 5 年 4 月 1 日としております。
- 教育長
- この件について、各委員は質疑を願います。
- (問)
- 70 人の定員を 35 人にする形で今申し出てくださっていますが、この 35 人を上回ることは今後なさそうですか。
- (答)
- こちらの 5 つの園に関しましては、今後の 2 年間の推測の園児数を求めましたところ 35 人以上の開きが出るようになっておりますので、35 人に変更しましても足りないということは、ないと考えております。
- (問)
- 園児 35 人の所は、先生等を何人配置される予定ですか。
- (答)
- 35 人につきましては、4 歳児・5 歳児ともに担任の先生 1 名と補助がつくことがあります。3 歳児の 20 名につきましては、担任の先生 1 名と補助 1 名になります。

(問) 　　他の私立の保育園等では、35人で1人の配置では、質を担保する上ではなかなか難しいのでたくさんの職員を投入しております。本来の先生の負担が少ない形になるように、見込みはどのようになっていますか。

(答) 　　細かい話になりますが、一応2年間の予測としまして高岡幼稚園につきましては、令和5年ですと4歳児・5歳児が18名と24名、令和6年につきましては、19名と26名、城陽幼稚園につきましては、令和5年が19名と24名、令和6年が19名と25名、同じく白浜幼稚園につきましては、令和5年が22名と29名、令和6年が21名と27名、高浜幼稚園につきましては、22名と28名、令和6年につきましては、22名と26名、広畑第二幼稚園につきましては、令和5年が19名と27名、令和6年が20名と23名となっておりますので、予測の中では30名を超すことはありません。

(問) 　　場所的にいうと、半分空く状態かと思います。空いている場所は、何か活用される予定はありますか。または、一旦空き部屋のまま置いておく予定でしょうか。

(答) 　　今現在、既に35名を切っているところが多いので、今の状態としては空きになります。

(問) 　　今の人数を聞くと、将来的にもう一度戻すことはあまりない状態だと思います。現状も半分空いているとすると、何かしら次の転用等を考えたほうが良いかと思いますが、何か準備等が行われていますか。当分は空き部屋のまま置いておく予定ですか。

(答) 　　今現在、空きになっている所に関しましては、行事等によって使用する場合がありますが、基本的には空きになっております。空き教室の活用方法につきましては、まだ話が進んでおりませんので、今後検討していきたいと思います。

教育長 　　○ それでは、他に意見等もないようですので、お諮りいたします。
議案第24号 姫路市立幼稚園園則の一部を改正する規則の制定について
原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(委員) 　　〔 挙 手 〕

教育長 　　○ 全員賛成と認め、議案第24号は、原案のとおり可決しました。

教育長 　　○ 次に、
報告事項の3 令和4年度全国学力・学習状況調査の結果について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (学校指導課長 報告事項の3について説明)

令和4年度の調査は、市内全小学校6年生、義務教育学校6年生、中学校3年生、義務教育学校9年生を対象に4月19日(火)に行いました。本年度の教科に関する調査は、国語、算数・数学、理科の3教科となっております。

「3結果」の「教科に関する調査」でございますが、小学校におきましては、国語、算数において、国、県の平均正答率をやや下回っております。理科については、国、県と同程度となっております。中学校におきましては、数学において、国の平均正答率をやや上回っております。国語、理科については、国、県と同程度となっております。

続きまして、「質問紙調査」でございますが、児童生徒質問紙1番～3番の「学習への興味」については、小学校理科において国や県をやや上回っておりますが、小学校国語においては国を下回り、その他についても国や県をやや下回る項目があります。5番、6番の「主体的・対話的で深い学び」については、中学校において、国や県を下回っています。7番の「ICTを活用した学習状況」では、小学校78.0p、中学校76.4pと、児童生徒質問紙において国や県を5p程度下回っておりますが、平成31年度から順調に上昇しております。学校質問紙においては、5番の「授業改善」にあるように、小学校、中学校ともにICT活用では100%となっております。学校質問紙の9番「小中連携・小小連携」については、小学校75.4p、中学校85.7pと、本年度も国や県を大きく上回っております。

結果の詳細については、今後、分析を行い、改善を促す手立てについて検討してまいります。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(意見)

意見になりますが、一つ目は、読書は好きだが読書時間をほとんど取っていない、タブレットを使う時間が増えたからというのが、読書に親しむところからタブレットで一発検索的な形で自動的な形になってきていないかと、転換期にはありがちですがここが気になりますので、タブレットでの一発検索に慣れ親しむのは考える必要があるかと思えます。二つ目は、国語の場合は、成績的に国・県を上回っていることは、良いと思えます。平成31年度時に小学生で国語が好きだった人が令和3年度に中学生になったときに国語が好きな割合が増えていることは良いことかと思えます。しかし、算数・数学においては、小学生の時に好きだったが、中学生になると好きな割合がガツンと落ちている、これは国・県も同じ傾向かと思えます。中学になった途端に数学が好きでなくなってくる、成績は今のところ悪くはないけれども、好きでないと伸びしろが少なくなりますので、算数から数学に転換する時の数学の馴染み方、先生の馴染ませ方などを意識してもらう必要があるかと思えます。好きでないと学ぶ気が起きませんので、今後の伸びしろを考えた場合には、中1・中2ぐらいの転換期に数学への興味の持ち方、馴染み方を改めて考えていただければと思います。

- (答) タブレットと本の関係につきましては、姫路市でも調べ学習でありますとか探究的な学習に力を入れておりました、そういったことを通して本とタブレットを両立させて使っていく、それから学校司書を配置しておりますので、学校司書によって、本を使って調べる調べ方についても指導を一層強化していきたいと考えております。それから、算数と数学の繋いでいくことに関しましては、今後学力・学習状況調査について分析等を指導主事等を中心に行ってまいりますので、参考にさせていただきながら、分析を進めて行きたいと考えております。
- (問) 読書の所ですが、私が聞いている限りでは、小学校低学年の学年は、時間割に図書的时间があるかと思いますが、市内全てにおいてもありますか。
- (答) 小学校低学年は、図書的时间が設定されております。
- (問) 高学年になると無くなりますか。
- (答) 国語の時間の時数が高学年になると少なくなりますので、図書的时间を取れない状況になっております。
- (意見) 図書的时间があっても、授業以外に自分で読書をしているかとの設問になりますので、読みなさいという時間には読むけれども、自分でこの本読んでみたいな、この小説読みたいなど、これが減ってきている、そこかと思えます。
- (意見) 図書的时间は、普通強制するものではありませんが、図書的时间を楽しんでいる様子なので、それがきっかけになって、読書の習慣が今の低学年はついているかと思えます。授業以外でとなると、敢えて読書をしなくなりやすいのかと思えますので、強制するものではありませんが、出来れば読書の時間を確保してほしいと思えます。
- (答) 読書の推進につきましては、学校図書館に学校司書を配置しております、図書的时间に子供たちに本の推薦を行ったり、学校によりますが週に1度読書の時間を朝の授業前の時間に設けたり、地域の方々に来ていただいて本の読み聞かせをしていただくような時間を取ったりといったことも行っておりますので、そういったことを積極的に行うように学校に薦めてまいりたいと思えます。
- (問) 中学校は、どの学校も朝の読書の時間をとっていないですか。
- (答) 今は、どちらかという、基礎的な学習の方に力を入れておりました、以前は、毎日朝の読書の時間を取っている学校が多かったのですが、その回数が週に1度行っている学校や朝の読書を行っていない学校が増えております。

- (問) 重なる部分もありますが、データを見ていくと国語に関しては、令和4年度がすごくデータが下がっているように思いますが、上がっている時の取組とこの下がった時の年度の取組で、何か思い当たる違いはありますか。私が小学校に見学に行かせてもらった時には、図書の先生が面白く本を紹介して廊下に飾っておられたりして、それに子供が興味を持って読んでいました。今はコロナでそういった取組が少なくなっているのか、タブレットに移行しているか何かそういったきっかけがあれば教えてください。
- (答) この数字が下がっていることについては、まだしっかりと分析ができておりませんので、タブレットと国語の勉強に対する興味の関連につきましては、分析をしてみたいと思います。
- (意見) 本を読むことで、引き出しも増えていきますし、会話の数も増えていくと思います。そうすると人とのやり取り、小学校・中学校と友達との関係を構築していく大事な時期でありますので、自分の感じたことを相手に伝える工夫が、盛んになるかと思っておりますので、是非ともお願いします。
- 教育長 ○ それでは、他に意見等もないようですので、報告事項の3についてはこれです承したいと思います。
- 教育長 ○ それでは、非公開案件の審議に入ります。
議案第22号 令和3年度教育委員会関係予算の決算について
事務局からこの件について説明してください。
- (事務局) ○ (教育次長、各部・室長 議案第22号について説明)
・教育次長から、歳入予算の歳入済額、収入率、主な内容を説明
・各部、室長から歳出予算の所管事項の支出済額、執行率、主な内容を説明
- 教育長 ○ この件について、各委員は質疑を願います。
- (問) 歳出で小学校の学校管理費及び中学校の学校管理費の中の報酬の額が大幅に減少していますが、なぜですか。大幅な体制の変更等があったのですか。
- (答) その部分につきましては、教職員課等が所管しております会計年度任用職員給与費の報酬部分になります。年度当初、教員の業務支援を行うひめじスクール・サポート・スタッフを全校配置する予定で予算を組んでおりましたが、県からの委託事業が1名だけの配置となり、配置することが出来ませんでしたので、その部分が執行出来なかった額になります。また、年度途中から国の補正予算で補助を受けて、スクール・サポート・スタッフを全校に配置することになりました。10月にその分の補正予算を組みましたが、年度途中からの実施であったため、全ての学校に配置

することが出来ず、執行残となっております。

(問) 歳入の教育総務費貸付金元利収入で先程の説明ですと、戻ってきた額が 5,668 万円で未済が 1,000 万円程ありますが、これは、返せなかった若しくは返さなかった額なのか期ズレで繰越して来期この数字が動くものなのか、こういった内容ですか。

(答) 返せなかった分も含まれておりますし、まだ返済期限に至っていないものもございます。分割で支払いを認めておりますので、そういった形で未払いとなっているものがあります。

(問) 分割返済は、事前に決まっているものではなくて、途中から分割になったのですか。

(答) 途中からです。

(問) 予算が確定した後に、分割の依頼があったのですね。

(答) 支払うことが出来ないので、分割にしてほしいとの依頼を受けて後に入ってくることとなります。

(問) 返さないと言う人はいますか。

(答) 返さないと言い切っている人はいませんが、返せなくなって裁判等になる場合も法的手段をとる場合もございます。

(問) 返せない方をニュース等で見ることはありますが、返せない人はこの内どれくらいですか。

(答) 令和 3 年度の未返還分の滞納者の人数ですが、20 人が滞納となっております。令和 2 年度は、29 人でしたが、令和 3 年度は 20 人に減っております。令和 3 年度に分納の対応を 12 件、督促の対応を 22 件、催告の対応を 10 件行っております。法制課等の対応につきましては、令和 3 年度に 2 件実施しております。その内、分納の返済中が 1 件、1 件については、支払いの督促も視野に入れて、本人及び連帯保証人に催告中でございます。

教育長

○ それでは、他に意見等もないようですので、お諮りいたします。
議案第 22 号 令和 3 年度教育委員会関係予算の決算について
原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(委員)

[挙 手]

教育長

○ 全員賛成と認め、議案第 22 号は、原案のとおり可決しました。

教育長

○ 次に、
議案第 23 号 姫路市立野外活動センター条例の一部を改正する条例の制定に
関する臨時代理の承認について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (生涯学習課長 議案第 23 号について説明)
まず、「1 改正の理由」をご説明いたします。先月令和 4 年 7 月の定例教育委員会におきまして、「姫路市立野外活動センター条例の一部を改正する条例の制定について」が承認されたところでございますが、その後、令和 4 年第 3 回姫路市議会定例会への案件提出手続きにおきまして、さらに字句の整理と重複条文の削除を行うよう指示がありました。そこで、それらの修正を行ったものを再度提出するものでございます。

「2 改正の概要」といたしましては、先月の定例教育委員会で御承認いただいた梯野外活動センターに関する規定の削除及び字句の整理に加えて、さらに字句の整理、重複条文の削除及びそれに伴う条文の繰り上げを行うものでございます。

「3 施行期日」は、字句の整理と重複条文の削除については公布後すぐに、梯野外活動センターの廃止に係るものについては前回と同様、令和 5 年 4 月 1 日でございます。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(意見)

重複条文の削除の件で第 5 条の 4 がここに記載が無いので、重複のため削除されたと思いますが、何がどう重複していたのかが分からない中で重複を削除しましたと言われても中身が全くわかりませんので、議案を出される時には、重複される部分も載せたうえで、これを削除しましたとしていただいた方が議案として中身が分かるかと思っておりますので、ぜひお願いします。

(答)

委員の仰るとおり、議会に出す議案の提出方法として、我々としては変更箇所のみを新旧対照表に載せるのが基本的なルールになっております。市議会に出す議案書の形をとらせていただいておりますので、変更箇所の無い委員の仰られました第 5 条の 4 を新旧対照表に載せていない状態になっております。そこにつきましては、今後議案を出すに当たっては、考慮していきたいと思っております。中身につきましては、第 5 条の 4 につきましては、第 9 条を見て頂きますと取消しの内容が書いてありますが、第 5 条の 4 の中に変更と取消しの内容が合わせて書いてある状況になっておりまして、今回委員の仰るように第 9 条を削除する形とさせて頂いております。

す。

(問) 例えば、第9条ですと主語が市長はとなっていますが、第5条の4も全く同じように市長が主語の同じ内容になっていますか。

(答) 全く同じ文章ではありませんが、第5条の4は、変更と取消しのことについて書いており、市長が取消せるようになっております。第5条の4を読みますと

市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対して、その使用許可の変更若しくは使用の停止を命じ、又はその使用許可を取り消すことができる。この場合において、使用者に生じた損害については、市は、その責めを負わない。

(1) 使用者が、この条例若しくはこれに基づく規則又は使用許可条件に違反して野外活動センターを使用したとき、又は使用しようとするとき。

(2) 使用者が、偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。

(3) 災害その他不可抗力によって使用させることができなくなったとき、又は使用させることが不相当と認められるとき。

(4) 前3号に定めるもののほか、市長が、公用、保安又は管理上の都合により特に必要と認めるとき。

となっております。そのため、第9条に記載のある5点は全て書いた形で第5条の4の中に入った形になります。

(問) その下の市は、その賠償の責めを負わない。も入っていますか。

(答) 責めを負わないは、第5条の4の本文の中で申し上げております。

教育長

○ それでは、他に意見等もないようですので、お諮りいたします。

議案第23号 姫路市立野外活動センター条例の一部を改正する条例の制定に関する臨時代理の承認について
報告のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(委員)

[挙 手]

教育長

○ 全員賛成と認め、議案第23号は、報告のとおり承認しました。

教育長

○ 次に、
報告事項の1 小規模特認校の児童募集について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (教育企画室主幹 報告事項の1について説明)

姫路市立苅野小学校と姫路市立安富北小学校において、複式学級の解消など学校の活性化を図ることを目的として、校区外からの通学を認める小規模特認校制

度を令和5年4月から実施するため、10月から児童募集を行うものでございます。

「1 就学の条件」は、小規模特認校への就学を希望する児童や保護者にご承諾いただく事項でございます。内容につきましては、本年2月10日の教育委員会で説明したものと同一ものでございますので、省略させていただきます。

次に、「2 令和5年度募集人数」でございます。学年ごとに募集人数を定めておりますが、募集人数は、校区児童と合わせて1学年10人程度となるように設定しております。これは、小規模な学校の良さを生かした教育活動を行う趣旨や、校区内児童と校区外児童のバランス、クラス運営の観点を考慮した人数でございます。児童の状況により受け入れが可能な場合、難しい場合もあろうかと思っておりますので、実際には、特認校で面談を実施し、対応してまいります。

「3 募集期間」につきましては、令和4年10月3日（月）から令和4年11月30日（水）までといたします。締め切りを設けていますが、募集期間を過ぎましても、学校で受け入れが可能な状況であれば、追加して転入学を認めるなど、柔軟に対応したいと考えております。

「4 就学開始」は令和5年4月でございます。

「5 周知について」は、お手元にお配りしております募集案内を市内全小学校の児童に配布する予定でございます。また、実際に児童が通いたいと思うことが大切ですので、小規模特認校で授業などを体験することができるよう、オープンスクールを開催したり、オープンスクール以外でも見学できるよう、幅広く機会を提供しているところです。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

校区児童と合わせて、1学年10人程度ですが、例えば安富北の5年生は1人で校区と合わせて10人を超えていると思いますが、応募が増えた場合に抽選等は行いますか。

(答)

程度としておりますので、出来る限り抽選をしないようにして何かしら対応できるように考えたいと思っております。ただし、目途が必要ですのでこのような募集人数の書き方をさせていただいております。

教育長

○ 他に意見はございませんか。それでは、他に意見等もないようですので、報告事項の1についてはこれです承したいと思えます。

教育長

○ 次に、
報告事項の2 体罰事案の発生状況について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (教職員課長 報告事項の2について説明)

姫路市立小・中・高・義務教育・特別支援学校で発生した体罰事案で、令和4年2月1日から令和4年7月31日までの間に懲戒処分となった者は、小学校1件、中学校1件の合計2件でございます。既にご連絡はさせていただいておりますが、取りまとめて御報告させていただきます。

内容につきましては、小学校については、複数年にわたり複数の児童に対して、服や腕を引っ張る体罰や人格を傷つける暴言があったものです。中学校については、男子生徒の胸元をつかんで押し、非常扉に背中を押しつける体罰を行い、同生徒に5日間の加療を要する打撲を負わせたものです。いずれの事案につきましても、市教育委員会事務局において事情聴取を行い、当該教職員と校長に厳しく指導するとともに、県教育委員会において処分通告を終えております。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

小学校の場合、場所が全て特別教室になっていますが、これは特別教室に移ることで子供が混乱したりですとか、先生の方が業務が増えて子供に手が回らないですとか、そういった理由でここに集中しているのですか。

(答)

小学校の事案につきましては、1名の教員が行ったもので、この教員が音楽の授業を受け持っておったことで特別教室になっております。

教育長

○ 他に意見はございませんか。それでは、他に意見等もないようですので、報告事項の2についてはこれで了承したいと思います。

教育長

○ 次に、
報告事項の4 姫路市立野外活動センター条例施行規則の一部改正について事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (生涯学習課長 報告事項の4について説明)

先程の議案第23号「姫路市立野外活動センター条例の一部を改正する条例の制定に関する臨時代理の承認について」と同様の理由によりまして、姫路市立野外活動センター条例施行規則について、追加の字句の整理と重複条文の削除を行うものでございます。

施行期日につきましても、字句の整理と重複条文の削除については公布後すぐに、梯野外活動センターの廃止に係るものについては令和5年4月1日でございます。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

教育長

○ それでは、意見等もないようですので、報告事項の4についてはこれで了承したいと思います。

教育長

- 次に、
報告事項の5 白浜支所・姫路市立図書館白浜分館大規模改修（建築）工事における教育委員会関連部分について
事務局からこの件について説明してください。

（事務局）

- （城内図書館館長 報告事項の5について説明）
昭和63年に開館し、建築後35年が経過した白浜支所・図書館白浜分館につきまして、令和4年度から5年度にかけて大規模改修を実施するものでございます。工事期間は、令和5年6月23日限りとしております。契約金額は、2年度分の税込み金額で150,810,000円、このうち図書館分は、面積按分により76,808,000円となります。契約の相手方は、株式会社正光でございます。図書館部分の主な改修点は、入り口の自動ドアへの変更、照明のLED化、エアコンの更新でございます。
この工事に伴い、図書館白浜分館は、図書等の移転作業もございまして、令和4年10月1日から令和5年8月末日まで休館する予定でございます。この間、白浜支所が仮事務所とする灘市民センターに返却ポストを設け、白浜分館を利用されている方が身近なところで返却できるようにいたします。
なお、この議案につきましては、主となる施設が白浜支所でございますので、市民局から提出し、厚生委員会でご審議いただき、文教・子育て委員会には報告のみを行うこととなります。

教育長

- この件について、各委員は質疑を願います。

（問）

図書館が10か月程閉まる間ですが、本の貸出で一番近いところはどこになりますか。

（答）

飾磨分館、或いは御着駅前の東分館が最寄りになるかと考えます。また、ネット予約等もできますので、生活圈と言いますか職場とかにもよりますが、駅前市役所でも図書を借りたり返却には便利に使えるのではないかと考えております。

教育長

- 他に意見はございませんか。それでは、他に意見等もないようですので、報告事項の5についてはこれで了承したいと思います。

教育長

- 次に、
報告事項の6 （仮称）大塩こども園の整備計画の見直しについて
事務局からこの件について説明してください。

（事務局）

- （幼保連携政策課長 報告事項の6について説明）
1の「経緯」でございますが、大塩幼稚園と大塩保育所の一体化を図り、幼保連携型認定こども園である（仮称）大塩こども園として整備・運営を行うことに

ついて、平成 31 年 2 月の定例教育委員会において承認をいただいております。しかしながら、その後、新型コロナウイルス感染症の影響による市税収入等の減少に対応するため、整備に係る予算計上を見送り、その整備について見直すこととなったものでございます。

次に、2の「整備方針の変更」でございますが、当初の計画では、大塩保育所所在地におきまして、新たな施設を建設し、市立認定こども園とする予定でございましたが、地域の就学前児童数が減少していることや、令和3年7月に策定されました「姫路市就学前教育・保育施設の在り方方針」における実施方針も鑑みまして、新たな施設整備は行わず、既存の大塩保育所の建物を活用し、認定こども園とすることといたします。

3の「今後のスケジュール」でございますが、令和6年4月から大塩保育所を（仮称）大塩こども園といたしまして、大塩幼稚園につきましては令和6年3月末を持って閉園といたします。

今後、移行に向け地域や保護者への説明を行ってまいります。

なお、参考として記載しておりますが、定員につきましては、大塩保育所の現在の2号定員95名を、1号・2号合わせて95名とする予定でございます。

最後に大塩幼稚園と大塩保育所の位置図を参考に掲載しております。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

教育長

○ それでは、意見等もないようですので、報告事項の6についてはこれで了承したいと思います。

教育長

○ 次に、
報告事項の7 市議会から提言のあった「白浜小学校相撲場の取扱い」に対する対応について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (教育総務部長 報告事項の7について説明)
この案件は、「白浜小学校相撲場の取扱い」について、令和4年6月28日に市議会から提言があり、市長部局と協議の上、その対応について、取りまとめたため、教育委員会に御報告し、後日、議長宛に回答しようとするものでございます。
まず、議会からの提言についてです。これは、白浜小学校の相撲場の活用の見込みが立っていない状況において、議会におきましても様々な意見があったことから、市議会の議会運営委員会の場で活用の方向性を協議され、その検討結果を市長・教育委員会宛て提言として行われたものでございます。
提言の内容は4点ございます。
1点目 相撲場を全市的に利用可能なスポーツ施設として開放し、教育委員会から市のスポーツ振興室に移管すること
2点目 安全対策を講じること

3点目 宗教的な色合いを解決するため意匠を変更すること

4点目 学校から他の場所への移転については今後の利用状況等により将来の検討課題とすることでございます。

提言の対応を決定するに当たり、次の1基本的な考え方として整理いたしました。その内容として、

1点目 建設に当初の予算を大きく上回る多額の費用を要したことなどにより、これ以上追加費用の投入は慎重に検討する。

2点目 建設から既に1年以上が経過しているため、できるだけ早期に使用を開始する。

3点目 当該地域は相撲の盛んな地域ではあるものの、特定の地域のみの特剰な優遇策であるとの指摘があったため、地域を越えて広く活用する方策を検討する。

4点目 相撲場の管理や使用にあたっては、学校における負担の軽減を行い、安全対策を含め、専門家や庁内の関係部署を活用し、効果的に実施する。

5点目 今後の運営にあたっては、公平公正な予算執行の確保に努める。

6点目 残された課題への対応については、学校や保護者の意向を十分に踏まえ、教育委員会の責任により判断し、決定する。

以上の基本的な考え方により提言に対する対応を決定しようとするものでございます。

2提言に対する対応についてです。

全市的に利用可能なスポーツ施設として開放し、スポーツ振興室に移管することについては、施設の使用を開始するに当たって、広く一般にも開放いたします。ただし、提言のとおり、市長部局に移管するためには、施設が学校敷地内に存することから分離・分割等の区画をするなどの必要な措置を講じた上で教育財産としての用途を廃止する必要があります。これには多額の費用や時間を要することや学校運営にも支障となるため、当面の間は区画等を行わず、管理権限は教育委員会のままとし、スポーツの利用に供するため、学校施設の目的外使用として一般にも開放いたします。

なお、施設の管理や目的外使用許可は、スポーツの利用に供することや施設の適正な維持・管理のノウハウの活用や円滑な利用申込みの手続が期待できるスポーツ振興室の職員が当該事務や施設の管理を行います。自治法上の補助執行により行ってまいります。また、使用に当たっての安全確保の課題もあることから、目的外使用許可の条件として、適切な指導者のもとでの使用又は相撲競技団体等による使用に限ることとします。

安全面の確保については、兵庫県相撲連盟に対し安全対策についての指導・助言の依頼を行ったところ、施設を確認した上で提案を頂きました。土俵の規格については、土俵規程に基づく規定内のものであるが、子どもたちが使用する上で注意が必要な改善箇所について提案があったものです。その対応として四本柱にクッション材を設置すること、角俵、あげ俵を撤去すること、土俵に踏み段を設けること、土俵からの落下時の安全対策としてマットを敷設することを行いま

す。

その他、引き続き相撲関係団体等による確認等を適宜行い、必要な対策の助言を仰ぐことにより、さらなる安全の確保に努めます。

意匠の変更については、意匠は、意匠の宗教的な色合いのほか学校施設として相応しくない等の市議会からの意見を重く受け止め、これらの指摘に対応するため神明造の象徴である千木について、現行の予算の範囲内で安全対策工事と併せて一部撤去の改修等を軽工事により行います。

相撲場を移転することについては、相撲場を移転する場合、費用は約7,000万円と試算しています。移転には多額の予算を要することから、利活用の状況等を踏まえ今後の検討課題といたします。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

教育長

○ それでは、意見等もないようですので、報告事項の7についてはこれで了承したいと思います。

教育長

○ 次に、
報告事項の8 姫路市立あかつき中学校（夜間中学）の生徒募集について事務局からこの件について説明してください。

（事務局）

○ （教育企画室主幹 報告事項の8について説明）
あかつき中学校につきましては、令和5年4月の開校に向けて準備を進めておりますが、いよいよ10月から生徒募集を始めますので、その内容について御報告するものです。

「1 入学対象者」ですが、入学する年の4月2日の時点で15歳以上の人で、さまざまな理由により、義務教育を修了できなかった人や不登校や病気等により、学校に通うことができなかった人で、外国籍の方も対象としており、市外の方も、入学することができます。

「2 受付期間」ですが、令和4年10月3日（月）から11月30日（水）までとしております。一旦ここで締切を設けておりますが、これは、教職員の配置やカリキュラムの内容を検討するためにどのような生徒が入学されるかを把握するために締切を設けておりますので、受付期間終了後も、学校の受け入れが可能であれば、翌年9月まで、随時編入学を認めていく方針です。

「3 申込方法」ですが、まず、入学希望者と面談を行い、入学対象者かどうか、これまでどのような学歴を経ているかなど、必要な聞き取りを行った上で、必要書類を希望者に配付いたします。

また、学校の内容につきましては、これまで体験会などでもお伝えしてきましたが、学校説明会を平日の夜と休日の日中の計3回開催いたします。その日程を4に記載しております。

次に、「5 学校の内容」でございますが、1日の学校の流れを示してござい

て、授業時間は1回40分、休憩時間は5分で、1時間目終了後に給食の時間を設けております。給食につきましては、生徒の年齢が幅広く、生活状況や出身国による食文化の違いなども考慮し、希望者に対して実施いたします。配送による給食とし、献立や食材も委託事業者が用意いたします。給食費は学齢生徒と同じく本人負担額を300円といたします。就学援助は、経済的理由によって夜間中学に通うことが困難な生徒及びその保護者に必要な経費の援助を行うものです。対象となる内容は5つでございます。その支給額や認定基準額は学齢期の小中学校の制度である姫路市就学援助制度に準じております。参考欄には、学齢期の子どもと大人の2人世帯以上の内容を記載しておりますが、夜間中学では一人暮らしの方もいらっしゃるため、一人世帯の場合の認定基準額も設定する予定でございます。

次に、「6広域受け入れ」でございますが、あかつき中学校は市外の生徒も受け入れますが、入学対象者が市外在住者の場合は、対象者の在住市町と姫路市で締結した協定に基づいて、在住市町は入学対象者に係る費用を負担します。この仕組みは、全国の夜間中学で同じ仕組みとなっております。負担金の内容は、学校管理運営費、市費で負担する人件費、本人負担分を除く給食経費、就学援助費などでございます。

最後に、周知活動についてでございますが、夜間中学は、必要とされる方への周知活動が重要になってまいります。これまで、体験会や支援団体、教育委員会などの関係機関を通じて、周知活動を進めてまいりましたが、その実績を御報告いたします。

「7周知活動」でございます。まず、体験会は、令和2年度から今年度まで、本日の夜に実施する体験会を合わせ、5回実施しております。それ以外に、2回、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、相談会に変更して実施しております。また、シンポジウムは、今月11日に、夜間中学やあかつき中学校について知っていただくため、基調講演やパネルディスカッションなどを行いました。入学対象となる方や支援団体、学校教員など75人の方にご参加いただきました。チラシにつきましては、御説明いたしました体験会、シンポジウム、入学説明会といった機会をとらえ、これまで7回作成し、市内だけでなく、県内の支援団体や関係機関、教育委員会などにご協力いただきながら配布しております。そのほか、広報ひめじや市政番組などを通じまして、随時情報提供を行っております。今後も、あかつき中学校を知っていただくため、周知に努めてまいります。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

教育長

○ それでは、意見等もないようですので、報告事項の8についてはこれで了承したいと思います。

教育長

○ 次に、日程第5 次回委員会開催日時等を議題といたします。事務局より説明してください。

- (事務局) ○ 次回の定例教育委員会を、9月22日木曜日の午後2時00分に開催していただきたいと思います。
- 教育長 ○ 事務局からの提案どおり、次回の委員会については、8月22日木曜日の午後2時00分に開催することに御異議ございませんか。
- (委員) [異議なしの声あり]
- 教育長 ○ 異議なしと認めます。よって、次回の委員会の開催については、9月22日木曜日の午後2時00分に開催することといたします。
- 教育長 ○ 以上で本日の案件は全て終了しました。
○ それでは、日程第6 その他に入りたいと思います。
○ 事務局から、何か報告、連絡事項はありませんか。
- (事務局) [特になし]
- 教育長 ○ 以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日の委員会を閉会いたします。

○ 散 会 (午後3時56分)